

# 令和8年度下田市立稲梓小学校

## いじめ防止等のための基本的な方針

### 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

また、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子供がいたり、「傍観者」して周りで見えぬ振りをして関わらない子供がいたりすることにも気をつける必要がある。

#### (3) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められる。

いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づいたり理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめ未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子供を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子供を育てていかなければならない。「地域の子供は地域育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織・体制

#### (1) 子供を語る会（全職員）

月末の打合せにて、全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換し、共通理解を図る。

#### (2) いじめ対策委員会（校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、担任、SC、SSW）

いじめの防止等の課題に対して、教職員や福祉の専門家等が、それぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的な解決に向けて取り組むことを目的として本委員会を設置する。いじめを認知した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。

### 3 いじめ防止等のための対策

#### (1) いじめ未然防止

##### ① 子供の主体的活動への支援

学級活動や児童会活動など、子供が主体的に関わり合いやいじめについて考える機会を設ける。

## ② 人権教育、道徳教育等の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育等の充実を図る。

## ③ 保護者や地域への啓発及び連携

保護者や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は、直ちに学校に相談・連絡するよう啓発する。また、学級懇談会やPTA運営委員会などを通じて、保護者や地域と連携を図る。

## ④ 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に実施する。また、初期対応や事後指導、経過観察の仕方について共有することで、今後ありうる子供の生徒指導に生かせるようにする。

## (2) いじめの早期発見

### ① 子供の実態把握

子供に対する日常的な観察を基盤に、いじめに気付くネットワークを築き、定期的なアンケート調査等を行う。アンケート後、速やかに組織的な対応をする。

### ② 相談体制の整備

ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得るなど、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

イ いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめられた子供やいじめについて報告した子供の立場を守る。

### ③ いじめに対する措置

ア いじめの相談を受けた場合、いじめの疑いのある場合は、早期に事実確認を行う。いじめが確認された場合は、下田市教育委員会に報告する。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得て、いじめられた子供とその保護者に対する支援、いじめた子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

ウ 必要に応じて、いじめた子供を、いじめられた子供が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにする。

エ いじめられた子供の保護者と、いじめた子供の保護者との間で争いが起きることがないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

### ④ 校長及び教員による懲罰

校長及び教員は、子供がいじめを行っている場合であっても、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、子供に対して懲戒を加えることができる。いじめ早期発見に向けて様々な手段を講じる。

### ⑤ 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

### ⑥ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに対応する。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態のケース

- ① いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめが原因と疑われ、子供が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

### (2) 重大事態の対応について

#### ① 重大事態についての調査

早急に関係児童からの聞き取りを通して実態を把握し、職員に周知する。被害・加害児童に連絡し、情報共有を図る。関係機関にも連絡し、共有を図る。

#### ② 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、情報を適切に提供する。